

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 21 日（金）第 601 号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 1
- 違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 2
- 運転免許取得者等教育の認定に関する細則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 3
- 認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 3
- 一般特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 3
- 認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 4
- 初心運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 4
- 若年運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 5
- 運転免許取得者等検査の認定に関する細則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 6

公 安 委 員 会 規 則

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 3 号

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

第 1 条中「運転免許証（以下「免許証」という。）」を「運転免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）」に改める。

第 4 条中「免許証」を「免許証等」に改める。

第 6 条第 4 号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（受講証明）

第 7 条 講習の終了証明は、更新免許証若しくは新規免許証の交付、免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の書換え、又は個人番号カードへの特定免許情報の記録をもって代えるものとする。ただし、事務処理上必要な事由がある場合は、受講者に対し、講習済である旨を免許証の裏面備考欄に記載し、又は免許情報記録個人番号カードに記録し、講習の証明を行うことができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

.....

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 4 号

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

違反者講習の実施に関する規則（平成 10 年鹿児島県公安委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 3 号イ中「第 117 条の 2 の 2 第 12 号」を「第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号」に改め、同号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記第 2 号様式中

備 考	1 別紙の「注意事項」を必ずお読みください。 2 同封の「受領証」を至急返送してください。	を
備 考		に

改める。

別記第 4 号様式中

免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付	を
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付	に
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等	に

改める。

別記第 5 号様式中「（国際運転免許証用）」を削る。

別記第 6 号様式中

免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付	を
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付	に
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等	に

改める。

別記第 7 号様式中「（国際運転免許証用）」を削る。

別記第 8 号様式中

別記第 8 号様式中	免 許 証 番 号	を	免 許 証 番 号 ----- 免許情報記録番号	に改める。
------------	-----------	---	--------------------------------	-------

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項第 3 号ウの改正規定は、

同年 6 月 1 日から施行する。

.....
運転免許取得者等教育の認定に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 5 号

運転免許取得者等教育の認定に関する細則の一部を改正する規則

運転免許取得者等教育の認定に関する細則（平成 12 年鹿児島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「自動車教習所である施設を用いて行う者」の次に「のうち、規則第 1 条第 3 号及び第 6 号に掲げる課程を行う者は交通部免許管理課長を、規則第 1 条各号（第 3 号及び第 6 号を除く。）に掲げる課程を行う者」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録媒体による手続）

第 9 条 規則第 13 条に規定する運転免許取得者等教育の認定申請に係る電磁的記録媒体については、光ディスク、USB メモリ、外付けハードディスクドライブその他これらに類するものであって、鹿児島県警察の使用に係る電子計算機若しくは周辺機器に挿入し、又は接続できるものとする。

2 電磁的記録媒体に記録するファイル形式は PDF 形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

3 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

4 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載したラベルを貼付しなければならない。

（1）提出者の名称

（2）提出年月日

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

.....
認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 6 号

認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成 21 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表高齢運転者対策の概要の項中「運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書」を「申請による運転免許の取消し、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

.....
一般特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 7 号

一般特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

一般特定任意講習の実施に関する規則（平成 21 年鹿児島県公安委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

別記第 3 号様式中

「		免許証の有効満了日	年	月	日
---	--	-----------	---	---	---

現に受けている免許	免 許 の 種 別		を
	免 許 証 番 号	第 号	

現に受けている免許	免 許 証 の 有 効 満 了 日	年 月 日	に
	免許情報記録の有効満了日	年 月 日	
	免 許 の 種 別		
	免 許 証 番 号	第 号	
	免許情報記録の番号	第 号	

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

.....

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 8 号

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査の実施に関する規則（平成 21 年鹿児島県公安委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式（その 1）及び（その 2）中「うんてんめんきょしょう運転免許証」を「うんてんめんきょしょうとう運転免許証等」に改め、同様式（裏面）中「めんきょしょう免許証」を「めんきょしょうとう免許証等」に改める。

附 則

- この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の認知機能検査の実施に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

初心運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 9 号

初心運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

初心運転者講習の実施に関する規則（令和 2 年鹿児島県公安委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別記第 13 号様式中

免許証番号

を

免許証番号

免許情報記録番号

に改める。

別記第 14 号様式中

免 許 証 の	第 号
---------	-----

番 号	年 月 日	公安委員会交付
-----	-------	---------

免 許 証 の 番 号	第 年 月 日 号	公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 年 月 日 号	公安委員会記録等

に改め

る。

別記第18号様式中	免 許 証 番 号	を	免 許 証 番 号 ----- 免 許 情 報 記 録 番 号	に 改 め
-----------	-----------	---	---------------------------------------	-------

る。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

.....

若年運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第10号

若年運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

若年運転者講習の実施に関する規則（令和 4 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式中	免 許 証 番 号	を	免 許 証 番 号 ----- 免 許 情 報 記 録 番 号	に改める。
-----------	--------------	---	---------------------------------------	-------

別記第15号様式中

免 許 証 番 号	第 号 年 月 日	公安委員会交付	を
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日	公安委員会交付	
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号 年 月 日	公安委員会記録等	に改め

る。

別記第18号様式中	免 許 証 番 号	を	免 許 証 番 号 ----- 免 許 情 報 記 録 番 号	に改める。
-----------	--------------	---	---------------------------------------	-------

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

.....

運転免許取得者等検査の認定に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 11 号

運転免許取得者等検査の認定に関する細則の一部を改正する規則

運転免許取得者等検査の認定に関する細則（令和 4 年鹿児島県公安委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「法第 98 条の自動車教習所である施設を用いて行う者にあつては交通部免許試験課長を、その他の施設を用いて行う者にあつては交通部交通企画課長」を「交通部免許管理課長」に改める。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録媒体による手続）

第 11 条 規則第 14 条に規定する運転免許取得者等検査の認定申請に係る電磁的記録媒体については、光ディスク、USB メモリ、外付けハードディスクドライブその他これらに類するものであつて、鹿児島県警察の使用に係る電子計算機若しくは周辺機器に挿入し、又は接続できるものとする。

2 電磁的記録媒体に記録するファイル形式は PDF 形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

3 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

4 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載したラベルを貼付しなければならない。

（1）提出者の名称

（2）提出年月日

別記第 9 号様式及び別記第 10 号様式中「うんてんめんきょしょう運転免許証」を「うんてんめんきょしょうとう運転免許証等」に、「めんきょしょう免許証」を「めんきょしょうとう免許証等」に改める。

附 則

1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の運転免許取得者等検査の認定に関する細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。